

# 山梨県農薬適正使用アドバイザー認定事業実施要綱

## 第1 趣 旨

本事業は、農薬使用者に直接接する農薬販売者及び農業指導者、農薬を使用する者で地域または所属する事業所等において指導的立場にある者に対して、知事が農薬に関する専門的な研修を実施するとともに、研修修了者を「農薬適正使用アドバイザー」として認定し、農薬使用者への散布履歴の記帳指導及び適正使用の普及啓発を行い、もって農薬の安全かつ適正使用推進を図ることを目的とする。

## 第2 事業実施主体

山 梨 県

## 第3 事業の内容

### 1 研修の実施

(1) 知事は、別に定める受講資格を満たす者で新たに農薬適正使用アドバイザーの認定を受けようとする者に対して、農薬適正使用アドバイザー養成研修を実施するものとする。

(2) 知事は、農薬適正使用アドバイザーの認定期間が満了した者で、認定期間を更新する者に対して、農薬適正使用アドバイザー更新研修を実施するものとする。

### 2 農薬適正使用アドバイザーの認定及び更新

(1) 知事は、所定の研修を修了した者及びこれと同等以上の知識を持つと認めた者について、これを農薬適正使用アドバイザーとして認定する。

(2) 農薬適正使用アドバイザーの認定期間は、認定日から3年後の3月31日までとする。

(3) 知事は、認定期間が満了した農薬適正使用アドバイザーが、更新研修を受講した場合及びこれと同等以上の知識を持つと認めた場合は、認定資格を更新する。

### 3 認定の取り消し

知事は、農薬適正使用アドバイザーが農薬取締法及び農薬使用・管理等で関係法令に違反した場合、その他農薬適正使用アドバイザーとして、ふさわしくない行為があったと認めた場合において、認定委員会の意見を聴して、農薬適正使用アドバイザーの認定を取り消すことができる。

### 4 農薬適正使用アドバイザーに対する援助

知事は、農薬適正使用アドバイザーに対して、農薬の安全かつ適正な使用に関する情報等の提供、助言、指導、その他の援助を行う。

### 5 農薬適正使用アドバイザー活用の支援

知事は、市町村、農業協同組合等が農薬適正使用を目的とする事業において、農薬適正使用アドバイザーの活用を知事に依頼した場合は、農薬適正使用アドバイザーへの連絡を行い、その活用を支援するものとする。

#### 第4 推進体制等

県は、山梨県植物防疫協会、山梨県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会山梨県本部、山梨県農薬販売者協会等、関係団体と十分連携をとり、本事業の円滑な運営推進をはかる。

#### 第5 農薬適正使用アドバイザーの任務

農薬適正使用アドバイザーは、農薬の使用に当たって農薬使用者に対し、次に掲げる事項について指導又は助言を行い、安全かつ適正な使用及び農薬使用状況の記帳を推進するため、助言・普及啓発を行うものとする。

- 1 農薬取締法、その他農薬に関連する法令・省令の遵守
- 2 農薬の特性を踏まえた適正使用に関する知識
- 3 農薬の安全かつ適正な使用方法の遵守
- 4 農薬使用に伴う人畜に対する危被害及び環境汚染防止
- 5 病虫害及び雑草の防除等に関する正しい知識
- 6 農薬使用状況の記帳推進
- 7 毒物劇物取締法により、毒物又は劇物の指定を受けた農薬の適正な取扱い及び  
安全使用
- 8 事故例が多く、特に注意を必要とする農薬の安全使用
- 9 その他農薬の安全使用等に関する事項で、知事が必要と認めるもの

#### 第6 その他

その他この要綱に定めるもののほか、必要事項は別に定める。

#### 付 則

この要綱は、平成17年1月13日から施行する。

この要綱は、平成19年12月13日に一部改正する。

この要綱は、平成22年3月24日に一部改正する。

この要綱は、令和6年9月9日に一部改正する。